

さいたま市公共施設マネジメント会議要綱

(設置)

第1条 市の公共施設の有効活用に関する事項について意見等を求めることを目的として、さいたま市公共施設マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「公共施設」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の公の施設（第3号及び第4号に掲げるものを除く。）
- (2) 市の庁舎、事務所、事業所等
- (3) 道路、橋りょう及び河川（これらに附属する設備を含み、市が管理するものに限る。）
- (4) 上水道及び下水道施設（市が管理するものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が所有し、又は借り上げている不動産

(所掌事項)

第3条 マネジメント会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の有効活用に関する基本方針の策定に関すること。
- (2) 公共施設の有効活用に関する評価手法の構築に関すること。
- (3) 公共施設マネジメント計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公共施設の有効活用に関する取組に関すること。

(構成)

第4条 マネジメント会議は、委員6人をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により募集した市民
- (2) 公共施設の有効活用に関する識見を有する者

3 委員の任期は、平成22年6月17日から平成24年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 マネジメント会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、マネジメント会議を総理し、マネジメント会議を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 マネジメント会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 マネジメント会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 8 条 マネジメント会議の庶務は、行財政改革推進本部において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、マネジメント会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 17 日から施行する。